

JETRO 仮訳

※本資料は、JETRO による仮訳です。

JETRO では、情報、解釈などを出来る限り正確にするよう努めておりますが、本資料で提供する情報などの正確性について JETRO が保証するものではないことをあらかじめ御了承ください。

ミャンマー連邦共和国政府

経済商務省

告示第 17/2023

ビルマ歴 1384 年、ダグー月の白分 11 日目

(2023 年 3 月 31 日)

経済商務省は、商標権法第 106 条 (b) i に基づき付与された権限を行使することにより、連邦政府の承認を得て本規則を発行した。

第 1 章

用語と意味の説明

1. 本規則は「商標登録規則」と呼ばれる。
2. 本規則における用語の定義は、商標法における用語の定義と同一であるとする。
また、以下の用語は以下を意味するものとする。
 - (a) 「法」とは商標法のことである。
 - (b) 「出願人」とは、商標登録に関連する出願において出願人の欄に氏名又は名称を記載する個人又は法人を意味する。
 - (c) 「番号とリスト」とは、分類(Nice Classification)に従ってグループごとに詳細化された商品又は役務の区分番号とリストを意味する。
説明：分類(Nice Classification)とは、ニース協定(Nice Agreement)(1957年)に基づき最終改正された、商標登録において商品及び役務を分類及び使用するための国際商標区分の分類を指す。
 - (d) 「異議申立人」とは、法第 26 条に基づく商標登録出願に関連して異議申立書を提出する個人又は法人を意味する。
 - (e) 「代表者」とは、商標権に関する機関又は登録機関に出願する者、異議申立人、受益者又は利害関係者の代わりに第 89 条に基づき選任された代表者を意味する。
 - (f) 「手数料」とは、中央委員会を通じて連邦政府の承認を得た上で、本法及び本規則に従って支払われるものと機関が定める手数料を意味する。
 - (g) 「出願書」とは、当局が定める出願書を意味する。

- (h) 「登録」とは、出願された商標について審査官による審査を経て意見書を添えた上で登録機関に提出され、登録機関によって登録が確認され登録されることを意味する。
- (i) 「登録リスト」とは、当局が商標登録を承認又は拒絶したことを含む当該商標に関連する情報を、電子的手段を含むあらゆる手段で記録したリストを意味する。

第2章

登録出願

3. 商標登録の出願人は、ビルマ語又は英語で出願内容を記載し、次のいずれかの方法を使用して、出願書 TM- 1 で登録機関に出願するものとする。
 - (a) 当局が指定する電子システムを通じて出願する
 - (b) 当局に出向いて出願する
 - (c) 国が認めた郵便サービスによる配達で出願する
4. 出願には少なくとも次のものが含まれている必要がある。
 - (a) 商標登録の請求
 - (b) 出願人の氏名及び完全な住所
 - i. 個人名で出願する場合は、氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所、又は、外国人の場合は、氏名、パスポート番号及び完全な住所、もしくは、法人名で出願する場合は、法人の名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
 - ii. 複数名で出願する場合は、連絡先となる出願人の氏名及び国民 ID カード番号、又は、外国人の場合は、パスポート番号及び完全な住所(共同出願人の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所を出願書原本に添付すること)
 - (c) 出願人が代表者を定めている場合は、代表者名、国民 ID カード番号及び完全な住所(出願書 TM- 2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM- 2 の写しを提出すること)
 - (d) 本規則の第3章に定義されている商標の明確かつ完全な説明
 - (e) 出願人が商標の重要な特徴として色彩を主張する場合、商標部分に含まれる主張する色彩の名称、又は色彩によって識別されるシンボルコード番号及び各色彩に関連する説明
 - (f) 登録出願された商標の番号とリスト
 - (g) 立体商標(Three-dimensional (3D) mark)又は複数の色彩の組合せのみからなる商標(Combination of Color mark)として出願する場合、その商標と使用される商品又は役務間で獲得した識別力(Acquired Distinctiveness)についての説明(出願人

はその理由書を提出すること)

- (h) 団体商標登録を出願する場合、その団体商標を合法的に使用するために出願団体が定めた会員が遵守すべき規則（本規程は登録出願日から3か月以内に提出すること）
- (i) 周知商標を出願する場合、当該周知商標の商標権者が使用権を発行する際に従うべき規則（本規程は登録出願日から3か月以内に提出すること）
- (j) 商標に含まれる文字又は部分が、商品又は役務の特徴を示す記号や表示、あるいは現在の専門用語又は実際の取引条件における一般的な用語もしくは商標として定義できないものであれば独占的使用権を要求しないものとする文字又は部分
- (k) 登録出願のために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの
- (l) 出願人又は代表者の署名(署名には署名者の氏名と署名日を明記すること、当局の指定に従って電子出願する場合、自筆署名は不要であり、出願人又は代表者の氏名を電子フォームに記載すること、複数の出願人が出願する場合、出願人のうち1名が出願人全員を代表して署名することを両者間で合意した証明書の写しを提出すること)

5. (a) 商標登録出願の際、法第17条(b) iiに基づき優先出願権の取得を求める出願が行われた場合

- i. パリ条約又は世界貿易機関の加盟国における商標登録の出願日、出願番号、国名及び機関名を記載する必要がある。
- ii. 出願人が出願書を提出した日から3か月以内に前回の出願書の提出日、出願番号、国名及び機関名が記載された出願書の写しをビルマ語か英語で提出する必要がある。
- iii. 優先権を主張する出願人は、前回の出願人と同じ出願人でない場合、前回の出願人が優先権を譲渡したことを証明する書類を出願書とともに登録機関に提出する必要がある。

(b) 商標登録を出願する際、法第17条(b) iiiに基づき博覧会に対する優先権が要求される場合

- i. パリ条約又は世界貿易機関の加盟国において関係政府が主催又は認定する国際博覧会で最初に展示した日付と国名を記載する必要がある。
- ii. 出願人は、出願日から3か月以内に博覧会主催当局が発行した商標の実際の使用証明を提出しなければならない。
その使用証明は、商標が出願書の商品又は役務に使用されていることを示す有効な証明である必要がある。
- iii. 博覧会の開始日とその博覧会で展示し始めた日付が異なる場合は、それぞれの日付ごとに証拠を提出する必要がある。

- iv. 博覧会への優先権を出願する出願人は博覧会の最初の出展者でない限り、博覧会への優先権を博覧会の最初の出展者によって譲渡された文書証拠を願書とともに登録機関に提出する必要がある。
6. 出願人が優先使用権を出願する場合、本規則の第4章の規定に従わなければならない。

第3章

商標の説明

7. 出願書に商標を記載する際には保護しようとする商標の主要部分を明確に提示する必要がある。
8. 立体商標(Three-dimensional (3D) mark)として出願する場合は、異なる方向から見た外観(Different Views)を記載する必要がある、複数の色彩の組合せのみからなる商標(Combination of Color mark)として出願する場合は、その商標が特定の形状又は特定の色の組合せで構成されていることを記載する必要がある。
9. 商標に使用されている文字に、ビルマ語又は英語のアルファベットや文字もしくは数字以外に、他の言語で使われているアルファベットや文字もしくは数字が含まれている場合、これらにはビルマ語又は英語での音訳が必要である。
10. 商標にビルマ語又は英語以外の他の言語の文字が含まれている場合、ビルマ語又は英語に翻訳する必要がある。
11. 出願書に記載されている商標は、以下の方法で添付書類として提出することができる。
- (a) 紙面説明は、商標に関連する明確なビジュアル又は画像を含める必要があり、A4(29.7 cm x 21 cm)以下でなければならない、その周囲には少なくとも2.5 cmの余白を残すこと
 - (b) 電子説明はデジタル写真(.JPG)ファイル形式でなければならない、サイズが1メガバイトを超えてはならない

第4章

優先使用権

12. 法第93条(a)に基づき出願する商標権者が以下の商標について第13条に基づき優先使用権を享受したい場合、商標登録出願が正式に受理された日から6か月以内に、本章の規定に従って登録機関に出願を行うものとする。
- (a) 法施行前の契約登録法(Registration Act, 1908)の指令-13及び契約登録法(2018年、連邦議会法第9号)に従って契約登録機関で登録された商標
 - (b) 法施行前の契約登録法(Registration Act, 1908)の指令-13及び契約登録法(2018年、連邦議会法第9号)に従って契約登録機関で登録されていないが、国内市場で実際に使用されている商標
13. 商標権者がその商標に基づき使用する商品又は役務についての商標登録出願は、正式

に受理された日から5年以内に優先使用権を享受する。

当該期間中の優先使用権に基づき、法第26条に基づく異議申立て又は法第27条に基づく反論を行う権利がある。

14. 第12条(a)における商標登録出願に当たって、証書登記所での登記証拠や地元紙、雑誌、又はジャーナルの掲載など、登録商標であることを証明する証拠を添付する必要がある。

15. 第12条(b)における商標登録出願に当たって、商標の使用を示す税金領収書又は経費領収書、金銭や物品の領収書、統計、販促広告とマーケティング広告、地元紙、雑誌、又はジャーナルの掲載など、登録商標であることを証明する証拠を添付する必要がある。

16. 第12条(a)における商標の優先使用権を主張する出願人は、法制定前の登記法に基づき契約書類登記所に登録された商標権者ではない場合、その請求のために契約登録機関で登録された商標権者が譲渡又は名義変更したという証拠を登録機関に提出する必要がある。

17. 出願時に提出する添付書類について

(a) 商標権を取得したい商標と法施行前に登記法に基づき権利書登記局で登録された商標もしくは未登録だが国内市場で実際に使用されている商標は、それらが同一であることに加え、その商標に使用される商品又は役務も同一でなければならない。

(b) 決定的でない証拠、拡大解釈して説明された商品又は役務は考慮されない。

18. 法第31条及び法第32条に規定する優先使用権及び優先権には適用されない。

19. 第12条に基づき出願し登録を受けた商標について、商標権者が出願した日からの商標権の登録が有効である限り、本条に基づく優先使用権は、第13条で指定された期間中、享受する権利がある。

第5章

出願の審査

20. 商標登録出願について、機関が定める手数料を当局が指定する方法に従って支払い、法第17条(a)の要件を満たす商標登録出願の受領日を法第18条に基づき国への登録出願書の提出日として登録担当官が設定するものとする。

21. 審査官

(a) 出願が法第13条の規定に違反すると認められる場合、又は法第17条(a)の事項が完全かつ正確に含まれていないと判明した場合、又は法第17条(b)の関連要素が含まれていないと判明した場合、登録機関の許可を得て出願人に通知し、出願人は通知を受け取った日から30日以内に修正又は説明を提出するものとする。

(b) (a)に基づき指定された期間内に申請が作成されなかった場合、その申請は放

棄されたものとみなされる。

(c) (a) に従って指定期間内に作成された場合、法第23条(c)に従って処理されるものとする。

22. 審査官は、第4条(j)に基づいて記した文字又は部分の独占的使用権を要求しない旨の記載が出願にない限り、商標登録を損なうことなくその商標の文字又は部分の独占的使用権を要求しない旨を、登録機関の許可を得て出願人に通知するものとする。

ただし、出願人の本来の権利は影響を受けないものとする。

その対象となる文字又は部分が出願人の商品又は役務に関して重要な場合、その文字又は部分について将来の出願において影響を与えたりするものではない。

23. (a) 審査官は、出願人が出願した商標が法第13条の(a)か(b)の例外のいずれかに該当するとして提出された場合、出願登録日より前にその商標を使用していることにより利用者間に周知となっていること、又は出願人が国内の商業分野でその商標を実質的に少なくとも3年間連続して独占的に使用したことを示す十分な証拠を要求することができる。

(b) 審査官は、(a)に基づき提出された本人確認書類を確認した結果、不備が判明した場合、登録機関の許可を得てその他の関連証拠を再提出するよう出願人に要求することができる。

24. 出願人が所定の期間内に、出願された商標が法第13条の(a)か(b)の例外のいずれかに該当するとして提出できない場合、審査官は意見書を添えて登録機関に提出するものとする。

提出された場合、登録機関は出願全体又は一部が拒否されたことを出願人に通知し、公示するものとする。

25. 登録機関は、立体商標(Three-dimensional (3D) mark)又は複数の色彩の組合せのみからなる商標(Combination of Color mark)に実用(Functional)又は技術的創造性(Technology)が含有する商標登録出願については、第23条(a)にある情報を含有するかにかかわらずその商標は登録できないものとする。

26. 登録機関は、法第25条(b)に基づく商標登録出願の公示に次の内容を含める必要がある。

(a) 出願人の氏名及び完全な住所

(b) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所

(c) 商標の説明

(d) 登録出願された商標の番号とリスト

(e) 出願書の提出日及び出願番号

(f) 出願人が優先権を要求する場合、優先権に関する情報

(g) 出願人が独占的使用権を要求しないものとする商標の部分

- (h) 出願した商標が継続使用により有意である旨の記載
- (i) 団体商標又は周知商標を登録出願する場合は、商標に関する情報

第6章 再出願

27. 出願人は、通知を受け取った日から30日以内に要件に従って出願を作成することを遵守しないことにより商標登録出願に関する権利が失われる場合、遵守しなかったことにより権利が放棄された日から60日以内に商標登録出願書 TM-3 を使用して登録機関に再出願することができる。

28. 第27条に基づく再出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の氏名及び完全な住所
- (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (d) 再出願のために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの

29. 登録機関は再出願について

- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知の送信日から30日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
- (b) 出願人が(a)に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。
- (c) 情報が完全であると決定された場合、出願は受理される。

第7章

誤字及びその他の修正可能な誤りの修正

30. 出願人の出願において、翻訳や手続証明、出願人の住所、代表者の勤務先住所の誤字、商品又は役務の区分番号の修正や交換や拡大、商標を変更せずに商標にある文字又は部分の独占的使用権を要求しない旨の追加又は修正、商標の翻訳、及びその他の修正が許可される誤りの修正を希望する場合、修正のため出願書 TM-4 を使用して登録機関に出願することができる。

31. 第30条に基づき、出願人は、出願する場合は登録機関が商標の登録を許可又は拒否する前、登録機関の決定に対する不服申立てを行う場合は政府機関が最終決定を下す前に、これを行う必要がある。

32. 第30条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 出願番号
 - (b) 出願人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
 - (d) 誤記やその他の修正が許可される誤りの修正の出願のために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの
- 3 3. 登録機関は誤記や修正が許可されるその他の誤りの修正の出願について
- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送信する日から 30 日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
 - (b) 出願人が (a) に基づき指定された期間内に申請を作成しなかった場合、その申請は無効とみなされる。
 - (c) 情報が完全であると決定された場合、誤記や修正が許可されるその他の誤りを申請に修正し、出願人に通知する必要がある。

第 8 章

出願の取消

- 3 4. 出願人は、商品又は役務の区分の部分取消には、商標登録の出願全体又は出願内の商品及び役務のいずれかを出願フォーム TM-5 で登録機関に提出するものとする。
- 3 5. 第 3 4 条に基づく申請には、少なくとも以下を含める必要がある。
- (a) 出願番号
 - (b) 出願人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
 - (d) 取消を求める番号とリスト
- 3 6. 登録機関は商標登録の取消申請について
- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送信する日から 30 日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
 - (b) 出願人が (a) に基づき指定された期間内に申請を作成しなかった場合、その申請は無効とみなされる。
 - (c) 情報が完全であると決定された際、申請全体の取消を依頼する場合は申請全体を、商品又は役務種類の部分の取消を依頼する場合は、申請内の商品及び役務の依頼する部分の取消を行う必要がある。この取消は申請人に通知されるものとする。

第9章

商品又は役務のリストの拡大なし制限又は削減

37. 出願人は、商標の登録出願に含まれる商品又は役務のリストを拡大せずに制限又は削減するために、出願書 TM-6 を使用して登録機関に出願することができる。
38. 第37に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。
- (a) 出願番号
 - (b) 出願人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は、永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
 - (d) 商品又は役務のリストを制限又は削減するために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの
39. 登録機関は商品又は役務のリストを制限又は削減するための出願について
- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知の送信日から30日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
 - (b) 出願人が(a)に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。
 - (c) 情報が完全であると決定された場合、登録出願にある商品又は役務リストを作成し、出願人に通知する必要がある。

第10章

出願の分割

40. 出願人は複数の商品又は役務が含まれている商標登録出願を複数の出願に分割するには出願書 TM-7 を使用して登録機関に出願することができる。
41. 第40条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。
- (a) 出願番号
 - (b) 出願人の氏名及び完全な住所
 - (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は、永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
 - (d) 商品又は役務の分割の出願のために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの
42. 登録機関は、出願の分割の出願について

- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送信する日から30日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
- (b) 出願人が(a)に基づき指定された期間内に登録出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。
- (c) 情報が完全であることが判明した場合
 - i. 新しい出願ごとに、分割された出願と元の出願の完全な写しを含む別のファイルを保存する必要がある。
 - ii. 複数の商品又は役務が含まれている登録出願を新しい出願に分割することを出願する場合、その出願ごとに元の出願の提出日は出願書の提出日とみなされる。
 - iii. 分割された出願ごとに新しい出願番号を別途定めて出願人に通知する必要がある。
 - iv. 分割された新しい出願ごとに第26条に基づき公示する必要がある。

第11章

異議

- 43. 第26条に基づく商標登録出願について、異議申立人は発行日から60日以内に法第13条と法第14条に記載された理由のいずれかに基づき、出願書 TM-8 を使用して登録機関に異議申立てをすることができる。
- 44. 第43条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。
 - (a) 異議申立てを求める商標の出願番号
 - (b) 出願人の氏名
 - (c) 異議申立書に含める番号とリスト
 - (d) 異議申立人の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人の場合はパスポート番号及び完全な住所、その名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
 - (e) 異議申立人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、異議申立人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
 - (f) 異議申立てのために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの
- 45. 異議申立人は法第14条にある異議申立てに関連する拒絶理由に基づく異議申立てを行う場合、第44条に記載された情報に加えて次の関連情報を添付する必要がある。
 - (a) 法第14条(a)に基づく異議申立てがある場合
 - i. 自身が登録した、又は最初に出願した、又は優先権を出願した、又は譲渡権を

取得した、もしくは使用許諾を受けた商標と同一又は類似の商標であることの明確かつ完全な説明

- ii. 自身が登録した、又は最初に出願した、もしくは優先権を出願した商標の場合、出願書の提出日、出願番号、登録日、商標登録番号及び優先権主張日
- iii. 登録出願日を表示できない商標の場合、国内権利の保護が開始された日付を登録担当官が承認できる証拠
- iv. 使用許諾を受けた者又は最初に商標権を得た者が出願する場合、異議申立書を提出する権利の説明

(b) 法第14条(b)、(c)、(d)、(e)、(f)にある情報に基づき異議申立てがある場合には、異議に関する証拠。

46. 異議申立人が法第14条の異議に関連する複数の拒絶理由に基づき異議申立てを行う場合、その異議申立てごとに第45条に定める情報が含まれている必要がある。

47. 提出された異議申立書とともに添付書類の写しを2部提出する必要がある。

48. 異議申立書で提出された事項を確認する際、複数の者が同一日又は同一優先権日に同一又は類似の商標を登録出願しており、法第20条(b)に基づく協議の結果、双方の間で合意に達しない場合、法第20条(c)に基づき登録機関は次のことを行う必要がある。

(a) 適切な方法を使用して交渉及び解決する。

(b) (a)に基づく交渉で合意に達しない場合、その商標の登録出願の取消を行う。

第12章

異議申立ての手順

49. 登録機関が異議申立書を受理した場合

(a) まず、異議申立書を受理するか否かを決定し、異議申立人に通知するものとする。

(b) (a)に基づき、通知日から60日以内に理由と証拠を提示すること、及びそれが周知商標である場合、異議申立者はその存在の証拠を提出するよう求められる。異議申立人が提出した出願書及び身分証明書は出願人に通知される必要がある。異議申立人が指定された期間内に提出しなかった場合、異議申立書は無効とみなされる。

(c) 出願人は、異議申立人に対して(b)に基づき証拠以外に商標の使用に関する証拠と周知商標に関する証拠などの追加証拠を要求し、その証拠の要求がない場合、答弁書とともに必要な証拠書類を通知日から60日以内に出願人に通知する必要がある

(d) 出願人が追加の証拠を要求する場合は、商標の使用又は不使用の実質的な証拠を通知日から60日以内に異議申立人に通知する必要がある。

(e) 異議申立人が追加の証拠を提示する場合、答弁書を通知日から30日以内に提出するよう出願人に通知する必要がある。

- (f) 更なる説明が必要と思われる場合、関係者に追加の理由又は他の文書の提出を通知日から30日以内に求めることができる。
- (g) 必要に応じて、両当事者は審問のために召喚される。
- (h) 異議申立ては、提示された理由、商品又は役務の種類及び書類に基づき決定される。
- (i) 法第28条の(b)と(c)に基づき、登録リストにその決定を登録し、関係者に通知するとともに公示する必要がある。

50. 商標登録に対する異議申立てについて許可又は拒否を公示するには次の内容を含める必要がある。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の氏名及び完全な住所
- (c) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所
- (d) 異議申立てに含む番号とリスト

第13章

周知商標として考慮すべき要素

51. 登録機関は周知商標であるか否かを決定する際、以下を考慮するものとする。

- (a) 国内の関連分野における社会的認知度又は知名度
- (b) 商標を使用した期間、範囲及び領域
- (c) 商標を使用した商品又は役務を広告した、あるいは博覧会に関連する展示会を含む公共の場で商標を販売促進した期間、範囲及び領域
- (d) 商標の使用状況と認知度を測定するためには、その商標の著作権登録又は著作権登録出願あるいはその両方に関連する期間と領域
- (e) 商標権に関する権利について成功した実績の記録、特に関係当局により周知商標として認められた記録
- (f) 商標の価値
- (g) 商標が周知商標であるか否かを決定するその他の情報

52. 第51条に記載されている情報は、登録機関が商標を周知商標と決める際に役に立つためのガイドラインであるが、検討の前提条件として考慮すべきではない。

53. 登録機関は商標が周知商標であることを決定する場合、国内における知名度の範囲と量に限定することなく、以下を考慮できる。

- (a) 商標を利用した商品又は役務の実際の消費者又は潜在的消費者
- (b) 商標を使用した商品又は役務を流通又は運用する者
- (c) 商標を使用した商品又は役務の取引を行う事業者

54. 登録機関は商標が周知商標であることを決定する場合、以下は考慮しないものとする。

- (a) 商標の登録国内での使用が登録済み又は登録出願中であること
- (b) 国外の他の国で周知商標であること、登録済み、登録出願中、又は法的措置が取られていること
- (c) 国内で人々に著名な商標となっていること

第 1 4 章 登録と記録

5 5. 商標登録出願に対して異議申立てがない場合、又は提出された異議申立てを異議申立人が撤回した場合、又は何らかの異議申立てにより拒否された場合は、登録機関が通知の送信日から 6 0 日以内に登録料を支払うよう出願人に通知するものとする。

その指定された期間内に支払いが行われない場合、登録は放棄されたものとみなされる。

5 6. 法第 2 8 条 (c) に基づく商標登録の承認又は拒否の記録には、以下が含まれる。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の氏名及び完全な住所
- (c) 出願人の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人名で出願する場合はその名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
- (d) 出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所
- (e) 商標の説明
- (f) 商標登録可能な番号とリスト
- (g) 出願人が優先権を要求する場合、優先権に関する情報
- (h) 出願人が博覧会の優先権の取得を要求する場合、博覧会の優先権に関する情報
- (i) 出願人が独占的使用権を要求しないものとする商標の部分
- (j) 同時使用により登録要求される商品又は役務と商標との関係が明らかになった理由の記述
- (k) 登録リストに記録された日付
- (l) 商標登録番号
- (m) 商標登録の有効期限の日付
- (n) 団体商標又は周知商標を出願する場合の出願情報

5 7. 登録機関は法第 2 8 条 (c) に基づく商標登録出願が

- (a) 承認された場合、承認を登録リストに記録し、第 5 6 条の情報に従って公示する必要がある。
- (b) 拒否された場合、その拒否を登録リストに記録し、公示する必要がある。
- (c) 登録が認められた場合は、商標登録証明書が出願人に発行される。

5 8. 商標権者が商標登録証明書の原本を破損又は紛失した場合に写しを発行するために

機関が定めた手数料を支払った後、法第29条（a）に基づき出願書 TM-9 で出願する場合、登録機関は商標登録証明書の写しを発行しなければならない。

第15章

登録リストの作成

59. 商標権者は登録リストに記録された誤記を修正するため、国籍や住所を訂正するため、あるいは登録商標、番号とリスト以外で修正が許可される誤りを修正するために、出願書 TM-10 を使用して登録機関に出願することができる。

60. 第59条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 商標の登録番号
- (b) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (c) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、商標権者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (d) 登録リストの訂正出願のために支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの

61. 登録機関は商標登録リストの作成出願について

- (a) 情報が不足していると決定された場合は通知を送信する日から30日以内に修正するよう出願人に通知する必要がある。
- (b) 商標権者が（a）に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。
- (c) 情報が完全であると決定された場合、法第30条（b）に基づき登録リストを作成し、商標権者に通知する必要がある。

第16章

更新

62. 商標権者は、商標登録の有効期限前6か月以内あるいは登録期限終了後の特別措置として6か月以内であれば、出願書 TM-11 を使用して登録機関に更新を出願することができる。

63. 第62条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 商標登録番号
- (b) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (c) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、商標権者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式

に認証されるものとし、TM-2の写しを提出すること)

(d) 登録有効期限の日付

(e) 商標登録の更新出願に支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの（登録期間終了後の特別措置として6か月以内に更新出願を行った場合は指定された延滞料金を支払う必要がある）

64. 登録機関は変更登録の出願について

(a) 情報に不備があることが判明した場合、有効期限前6か月以内又は登録期限終了後の特別措置として6か月以内に作成するように商標権者に通知する必要がある。

(b) 商標権者が(a)に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされ、登録リストに商標の登録リストの終了は記録され、公示される。

(c) 情報が完全であると決定された場合、法第36条の(b)又は(c)に基づき商標登録は更新され、有効期限が変更されて登録リストに記録される。変更の確認も商標権者に送信され、公示される。

65. (a) 商標登録の更新の公示には、以下の内容が含まれる。

i. 商標登録番号

ii. 商標権者の氏名及び完全な住所

iii. 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所

iv. 新規商標登録の有効期限の日付

(b) 商標登録の抹消の公示には以下を含める必要がある。

i. 商標登録番号

ii. 商標権者の氏名及び完全な住所

iii. 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所

iv. 商標登録の抹消の理由

第17章

商標権譲渡の記録

66. 登録した商標の商品及び役務、商品又は役務全体又はその一部の個人又は法人への商標権譲渡を登録するために、商標権者又は譲渡を受ける者は出願書 TM-12 を使用して登録機関に出願することができる。

67. 第66条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

(a) 商標の登録番号

(b) 商標権者の氏名及び完全な住所

(c) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び

完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、商標権者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）

- (d) 譲渡を受ける者の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人名で出願する場合はその名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
- (e) 譲渡を受ける者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所、（出願書 TM-2 を添付すること、譲渡を受ける者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (f) 譲渡する商標権の番号とリスト
- (g) 商標権譲渡の登録出願に支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの

68. 登録機関は、商標権譲渡を記録する出願について

- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送付する日から 30 日以内に修正するよう商標権者又は譲渡を受ける者に通知する必要がある。
- (b) 商標権者又は譲渡を受ける者が (a) に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。
- (c) 情報が完全であると決定された場合、商標権の譲渡を文書化し、商標権者及び譲渡を受ける者は通知され、公示される。

69. 登録商標の商品又は役務の種類の一部のみの商標権譲渡を記録するために出願が行われた場合

- (a) 登録機関は、元の登録リストに残るリストと、その部分商標権の譲渡を記録するために適用されるリストを重複なく識別する必要がある。
- (b) 登録機関は元の登録と現在の部分登録出願を関連付けるために登録に添付された完全な情報を新しい登録として記録する必要がある。
- (c) 登録機関は、その部分商標権の譲渡を新規登録するための新しい商標登録番号を発行するものとする。

70. 法第 43 条に従い、商標権の譲渡を記録する出願の公告には以下の内容が含まれるものとする。

- (a) 商標の登録番号
- (b) 商標権の譲渡を記録する番号とリスト
- (c) 譲渡を受ける者の氏名及び完全な住所
- (d) 譲渡を受ける者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所

71. 法第 42 条 (a) に従い、商標登録出願の譲渡登録出願に当たって商標権の譲渡を記

録するには、出願と同じ方法で行う必要がある。

第18章 実施権の記録

72. 商標権者又は使用許諾を受けた者は、登録商標及びその商標の商品又は役務の種類を登録するために出願書 TM-13 を使用して登録機関に出願することができる。

73. 第72条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (b) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、商標権者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (c) 実施権被許諾者の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人名で出願する場合はその名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な在り地
- (d) 実施権被許諾者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所、（出願書 TM-2 を添付すること、実施権被許諾者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (e) 実施権の商標登録番号
- (f) 実施権の番号とリスト
- (g) 実施権を文書化するための出願に支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの

74. (a) 実施権を文書化するために出願する場合、商標権者と実施権被許諾者の間に両当事者が署名した契約書をともに提出する必要がある。

(b) 実施権を文書化するために出願する際に、共有商標の場合は、共有者は署名入りの同意書を提出する必要がある。

75. 登録機関は実施権を文書化するための出願について

(a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送信する日から30日以内に修正するよう商標権者又はその実施権被許諾者に通知する必要がある。

(b) 商標権者又は実施権被許諾者が(a)に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。

(c) 情報が完全であると決定された場合、実施権を文書化し、商標権者又は実施権被許諾者に通知し、公示する必要がある。

76. 実施権を公示する場合、次の内容を含める必要がある。

- (a) 実施権を許可する商標登録番号

- (b) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (c) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所
- (d) 実施権被許諾者の氏名及び完全な住所
- (e) 実施権被許諾者は出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所
- (f) 実施権の番号とリスト

第 19 章 実施権の記録の取消

77. 商標権者又は実施権被許諾者は、記録された実施権の取消を行うために法第 48 条に基づき出願書 TM-14 を使用して登録機関に出願することができる。

78. 第 77 条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (b) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、商標権者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (c) 実施権被許諾者の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人名で出願する場合はその名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
- (d) 実施権被許諾者が代表者を選任する場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM-2 を添付すること、実施権被許諾者の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2 の写しを提出すること）
- (e) 実施権の商標登録番号
- (f) 登録記録から取消を求める番号とリスト

79. 実施権の記録の取消を出願する場合、次のいずれかの書類を添えて提出する必要がある。

- (a) 実施権の記録の取消出願と関連する手続、又は
- (b) 商標権者と実施権被許諾者の間の取消出願を両当事者が署名した契約書

80. 登録機関は実施権の記録の取消出願について

- (a) 情報が不足していると決定された場合、通知を送信する日から 30 日以内に修正するよう商標権者又はその実施権被許諾者に通知する必要がある。
- (b) 商標権者又は使用許諾を受けた者が (a) に基づき指定された期間内に出願を作成しなかった場合、その出願は無効とみなされる。

(c) 情報が完全であると決定された場合、実施権の記録取消を行い、商標権者又は実施権被許諾者に通知し、公示する必要がある。

8 1. 実施権の記録の取消の公示には次の内容を含める必要がある。

- (a) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (b) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所
- (c) 実施権被許諾者の氏名及び完全な住所
- (d) 実施権被許諾者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所
- (e) 実施権の商標登録番号
- (f) 登録記録から取消を求める番号とリスト

第 20 章

商標登録の違反宣言及び取消宣言

8 2. (a) 利害関係者は、登録された商標が法第 2 条 (j) の要件を満たさない商標である場合、又は法第 1 3 条にある拒絶理由や法第 1 4 条に関連する何らかの拒絶理由がある場合、登録すべきではない商標であるという証拠を添えて商標登録の違反宣言を出願書 TM- 1 5 で登録機関に出願することができる。

(b) 出願日から 3 年以内に利害関係者により一切使用されていない商標、3 年連続で停止されている商標、又は商品の種類、関連するコンテンツ、品質、量、目的の用途、価値、原産地、製造時期の表示、現代の語彙において一般用語になりつつある表示、取引分野で慣例的かつ実務的な用語となっている表示を付した商標に対して、専用商標又は商標登録を抹消する場合、出願書 TM- 1 6 を使用して登録機関に出願することができる。

(c) (a) 又は (b) に基づき出願する際は、受理審査のために機関が定める手数料を支払う必要がある。

8 3. 第 8 2 条に基づく出願には、少なくとも以下を含める必要がある。

- (a) 違反宣言又は取消宣言が出願された商標の登録番号
- (b) 商標権者の氏名
- (c) 違反宣言又は取消宣言の番号とリスト
- (d) 違反宣言又は取消宣言の出願人の氏名及び国民 ID カード番号、又は外国人の場合はパスポート番号及び完全な住所、法人名で出願する場合はその名称、登録番号、種類、その設立国名及び完全な所在地
- (e) 違反宣言又は取消宣言の出願人が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民 ID カード番号及び完全な住所（出願書 TM- 2 を添付すること、違反宣言又は取消宣言の出願人の永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書は永住国

又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2の写しを提出すること)

(f) 商標登録の違反宣言又は取消宣言の出願に支払われる手数料の金額と、手数料が支払われたことを証明するもの

84. 利害関係者は法第14条の関連する拒絶理由に基づき違反宣言を出願する場合、第83条に記載した手続証明書に加えて、次の関連情報を添付する必要がある。

(a) 法第14条(a)に基づき違反宣言される場合

- i. 自身が登録した、又は最初に出願した、又は優先権を出願した、又は使用権が譲渡された、もしくは使用許諾を受けた商標と同一又は類似の商標であることの明確かつ完全な説明
- ii. 登録した、又は最初に出願した、又は優先権を出願した商標の場合、出願書の提出日、出願番号、登録日、商標登録番号及び優先権主張日
- iii. 登録出願日を表示できない商標の場合、国内権利の保護が開始された日付を登録担当官が承認できる証拠
- iv. 違反宣言される出願の番号とリスト
- v. 使用許諾を受けた者又は最初に商標権を得た者が出願する場合は、違反宣言を行う権利の説明

(b) 法第14条(b)、(c)、(d)、(e)、(f)にある情報に基づき違反宣言を出願する場合は、それに関する証拠

85. 個人又は法人が法第14条に記載された異議申立てに関連する拒絶理由に基づき違反宣言を出願する場合、その各理由には第84条で指定された情報が含まれるものとする。

86. 商標の違反宣言又は取消宣言の出願には関連書類の写しを2部提出する必要がある。

87. 登録機関は、法第50条又は第51条に従い違反宣言又は取消宣言の通知を受け取った場合、

- (a) 出願を確認した後、まず出願を受理するか否かを決定し、出願人に通知する必要がある。
- (b) (a)に基づき、出願人は出願受理通知の日から60日以内に理由と証拠を提示する必要がある。周知商標の場合はその証拠を提示するよう求められる。出願人は、提出した出願書類と証拠を商標権者に送付する必要がある。出願人が指定された期間内に提出しなかった場合、出願書は無効とみなされる。
- (c) 商標権者は、(b)に基づき出願人に対して証拠以外に商標の使用に関する証拠と周知商標に関する証拠などの追加証拠を要求し、その証拠の要求がない場合、答弁書とともに必要な証拠書類を通知日から60日以内に商標権者に通知する必要がある。
- (d) 商標権者が追加の証拠を要求する場合は、使用又は不使用の実質的な証拠を通知日から60日以内に提出するように出願人に通知する必要がある。

- (e) 出願人が追加の証拠を提出する場合、答弁書を通知日から30日以内に提出するよう商標権者に通知する必要がある。
- (f) 更なる説明が必要と思われる場合、関係者に対して追加の理由又は証拠を通知日から30日以内に提出するよう求めることができる。
- (g) 必要に応じて、両当事者は審問のために召喚される。
- (h) 決定は、提示された理由、証拠、商品又は役務の種類と手続に基づき行われる。
- (i) 法第50条(f)と法第51条(f)に基づき、登録リストに決定を記録し、商標権者に通知する上で、公示する必要がある。

88. 第87条(i)に基づき、公示には次の内容を含める。

- (a) 商標の登録番号
- (b) 商標権者の氏名及び完全な住所
- (c) 商標権者が代表者を選任している場合は代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所
- (d) 商標登録の違反宣言又は取消宣言の理由
- (e) 商標登録に関して違反宣言又は取消宣言を行う番号とリスト
- (f) 商標登録の違反宣言又は取消宣言の日付

第21章

代表者の選任と権限の委任

89. (a) 出願人、異議申立人、受益者又は利害関係者に代表者を選任する場合、国内に居住し、国民IDカードを所有し、18歳以上であり、機関が指定する資格を満たしている者を出願書TM-2を使用して選任するものとする。

- (b) その代表者を選任する際には、少なくとも以下の事項を記載する必要がある。
 - i. 出願人、異議申立人、受益者又は利害関係者のいずれかの氏名及び完全な住所
 - ii. 代表者の氏名、国民IDカード番号及び完全な住所
 - iii. 代表者に委任する商標に関する情報
 - iv. 代表者の権限

90. 第89条に基づき、代表者を選任する過程で複数の代表者を選任することができる。その選任に当たって出願書には代表者の名前と情報を記載し、他の代表者の情報とともに提出する必要がある。

91. 出願人、異議申立人、受益者又は利害関係者は、商標登録出願を含むあらゆる出願において代表者が選任されている場合、出願書TM-2の写しを提出する必要がある。

92. 出願人、異議申立人、受益者又は利害関係者は、その永住国又は法人の所在地が国内でない場合、出願書が永住国又は法人が所在する国の公証人によって正式に認証されるものとし、TM-2の写しを提出する必要がある。

93. (a) 代表者によって選任された場合、登録担当者は行うべき事項について代表者に

のみ連絡を行うものとする。

(b) 選任された代表者が登録機関に連絡するために行われたすべての行為は、選任された代表者が行ったものとみなされる。

94. (a) 複数の代表者を選任している場合は、出願書に記載されている代表者のみが代表者として連絡を受けるものとする。

(b) 商標登録出願に複数の代表者が記載されている場合、当局が指定する電子出願で出願を行う際には電子利用の代表アカウント(User Account)を開設した代表者のみに連絡するものとする。

(c) 登録機関は、代表者の選任に関連して必要であれば、通知日から30日以内に出願書 TM-2 を提出するよう代表者に指示することができる。

95. 代表者が選任されていない場合や代表者の選任に関して本規則の要件を満たしていない場合、登録機関はあらゆる通知について出願人、異議申立人、受益者又は利害関係者のみに行うものとする。

96. 代表者の選任に関し、代表者の選任変更は、受理審査のために登録機関が定める手数料を支払った上で、必要書類を添えて出願書 TM-17 で登録機関に提出するものとする。

第22章

その他

97. (a) 本法及び本規則に基づき出願する場合には、当局が定める出願書により出願しなければならない。

(b) 商標登録事項に関連して支払われる手数料は、当局が中央委員会を通じて連邦政府の承認を得て決定され公示されたとおり支払われるものとする。

(c) 商標出願の場合、国際商標分類(Nice Classification)により1つ以上の区分番号の出願が可能であり、出願に複数の区分番号が含まれる場合、区分番号の数に応じて所定の手数料を支払うこととなる。

98. 商標登録に関して登録機関が下した決定に不服のある者は、その決定の公示日から60日以内に著作権に関する政府機関の規定に従って政府機関に不服を申し立てることができる。

99. 商標登録に関連する事項の公示では当局のホームページ(Website)を通じて電子システムや当局の出版書籍(Publication Book)で公示する必要がある。

100. 本法又は本規則に従って登録機関に提出された出願書に添付された書類及びその他の連絡書類がビルマ語又は英語でない場合、ビルマ語又は英語に訳す必要がある。翻訳が正確であることを出願人又はその代表者が署名する必要がある。

101. (a) いかなる期間も、年間期間の終了日を計算する際には、その期間が開始した日から計算されるものとする。計算開始日が2月29日の場合は、期間満了の年の2月28日に期間満了したものとみなされる。

(b) いかなる期間も、月ごとの終了日を計算する際には、その期間が開始した日から計算されるものとする。月の日数に違いがあるため、計算する際には各月の末日のみが有効期限となる。

(c) いかなる期間も、有効期限を計算する際には、その期間が開始した日から計算されるものとする。

102. (a) 本法及び本規則に定められた期間を延長したい場合、出願人は指定期間満了前に、正当な理由があれば、機関が定める手数料を支払った後、出願書 TM-18 を使用して登録機関に出願することができる。

(b) 登録機関は (a) に従って出願を検証し、理由が正当な場合は期間を延長し、出願人に通知するものとする。

期間延長は、1回につき30日以内で最大4回まで認められる。

(c) (b) に基づき、登録機関が期間の延長を許可した後は、災害など予期せぬ特別な場合に30日間の1回限りの延長が認められる場合を除き、それ以上の期間の延長は許可されないものとする。

103. 登録機関

(a) 商標登録については、当局によって発行された出願様式を一般人が周知して利用できるように改めて公告しなければならない。

(b) 商標登録事項に関連する機関は、中央委員会を通じて連邦政府の承認を得て決定され公示された手数料と当局が指定する支払方法を一般人が周知し利用できるよう改めて公示しなければならない。

104. 支払われた手数料は、いかなる状況においても返金されない。

配付先

国家計画行政評議会議長局

国家計画行政評議会事務局

国家計画行政評議会局

連邦政府事務局

国会議事堂

国会事務局

連邦最高裁判所

国家憲法裁判所

連邦選挙管理委員会事務局

すべての連邦省庁

連邦会計監査長官室

連邦公務員機構

ネピドー評議会

すべての地方/州政府

ミャンマー中央銀行

汚職防止委員会事務局

ミャンマー国家人権委員会事務局

商務省局長

消費者問題局局長

著作権部局長

ミャンマー貿易促進機構局長

印刷出版部局長

} ミャンマー官報にて公示予定

ミャンマー共和国商工業者連盟会長

(姉妹団体への更なる配付要請とともに送付)